

京都市告示第 337 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関等から廃止等の届出がありました。

平成19年12月28日

京都市長 榎本頼兼

医療機関所在地変更

名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
ささもと眼科	右京区西院追分町25番地の1の137 ダイヤモンドシティ・ハナ3Fメディカルプラザ京都	右京区西院追分町25番地の1の137 イオンモール京都ハナ3階メディカルプラザ京都	平成19年9月22日

施術者名称変更

施術所名称	変更前施術者名称	変更後施術者名称	変更年月日
御陵鍼灸院	金子 和代	篠原 和代	平成19年11月13日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
小島内科診療所	伏見区桃山筒井伊賀西町30番地の1	平成19年10月31日
医療法人社団 黒田医院	伏見区墨染町689番地の1	平成19年10月28日
西陣岩本歯科医院	北区紫野下柏野町59番地	平成19年11月19日
向島デンタルクリニック原口医院	伏見区向島丸町36番地の17	平成19年10月31日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
まつい小児科医院	伏見区桃山町遠山69番地 スキップ コート2階	平成19年11月12日

医療機関再開

名 称	所 在 地	辞退年月日
(医) 社団 黒田医院	伏見区深草北新町661番地	平成19年10月29日

施術者辞退

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
ときわ整骨院	左京区山端壱町田町7番地の 1 京福修学院第二マンショ ン	常盤 信也	平成19年11月21日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)